

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表三(一) 平成十四・四・一以後終了事業年度分

御注意

3 2 1  
開始する各事業年度については、「34」+「35」+「36」の95%相当額を記載します。  
これを切り上げた金額を記載します。  
「37」欄には、青色申告書を提出する同族会社(期末の資本又は出資の金額が1億円以下のものに限ります。)の平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、  
「11」欄には、「11」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。  
「29」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、  
「31」欄には、「31」欄の金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「29」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、  
「11」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「39の②」)	1	円	所得金額総計 (別表四「30の①」)	13	円		
	法人税額 (別表一(-)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2			受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)		14	
	住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(-)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」 -別表六(中)「23」の計-別表六(内)「14」-別表六(外)「19」 -別表六(中)「27」-別表六(十三)「28」-別表六(十六) 「20」-別表六(十七)「28」-別表六(二十一)「15」-別表 六(二十一)「28」)			3		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」)	15
		住民税額 (3)×20.7%			4		技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十(-)「9」)	16
	当期留保金額 (1)-(2)-(4)	5			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(-)「41」)		17	
	積立金	期末資本の金額又は出資金額			6		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(-)「18」又は「21」)	18
					同上の25%相当額		7	新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入額 (別表十五の二「9」又は「10」)
	基準額の増減	期首利益積立金額 (別表五(-)「31の①」)			8		収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	20
					適格合併等により増加した利益積立金額		9	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)
	計算	期末利益積立金額 (8)+(9)-(10)			11		特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	22
					減資等により減少した利益積立金額		10	課税済留保金額の損金算入額 (別表十六の三(二)「32」)
	計算	積立金基準額 (7)-(11)			12		課税対象留保金額の益金算入額 (別表十六の三(-)「40」)	24
所得等の金額 (13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)			25	所得基準額 (25)×35%	26			
				定額基準額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	27			
				留保控除額 (12)、(26)と(27)のうち多い金額)	28			
				課税留保金額 (5)-(28)	29	000		

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (29)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	30	円 000	(30)の10%相当額 34
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (29)-(30)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ )-(30)のいずれか少ない金額	31	円 000	(31)の15%相当額 35
年1億円相当額を超える金額 (29)-(30)-(31)	32	円 000	(32)の20%相当額 36
計(29) (30)+(31)+(32)	33	円 000	計 (34)+(35)+(36)又は((34)+(35)+(36)× $\frac{95}{100}$ ) 37